【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年9月12日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァージュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・チャインドネシア株投信 アムンディ・チャインドネシア株投信マネー
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	アムンディ・チャインドネシア株投信 継続募集額 上限 5,000億円 アムンディ・チャインドネシア株投信マネー 継続募集額 上限 3,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】
平成24年9月12日付にて半期報告書を提出いたしましたので、平成24年3月12日付にて提出いたしました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます）の関係情報を新たな情報に訂正し、また記載事項の一部に訂正もしくは追加を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。

２．【訂正事項】
原届出書の内容は本訂正届出書の内容に変更および更新されます。
下線部分は、訂正もしくは追加個所を示します。

第一部【証券情報】

（６）【申込単位】

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

販売会社が定める申込単位とします。また、分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」※1の2コースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳しくは販売会社にお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

「チャインドネシア株マネー」は、原則として「チャインドネシア株」からのスイッチング※2でのみお買付け可能なファンドです。販売会社によってはスイッチングを取扱わない場合があります。

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上1万口単位
自動けいぞく投資コース※1	1万円以上 1円単位

※１　「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

※２　「チャインドネシア株」または「チャインドネシア株マネー」を換金した場合の手取金をもって、その換金のお申込受付日に、もう一方のファンドの取得のお申込みを行うことをいいます。

（１２）【その他】

① 取得申込みの方法

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」※とがあります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

※　「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「定時定額購入コース（販売会社により名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。）」等を取扱う場合があります。ご利用に当たっては、販売会社で分配金再投資コースをお申込みのうえ、「定時定額購入コース」等に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込みの受付は、原則として午後３時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。「チャインドネシア株」については、申込期間において、取得申込日が香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポー

ルもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合は、スイッチングを含め、取得申込みの受付を行いません。

② 取得申込受付の中止
原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞
　委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場（本書において金融商品取引法第２条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）などの諸事情による金融商品市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等およびその他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により「チャインドネシア株」の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
　このほか、「チャインドネシア株」が実質的に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、「チャインドネシア株」の取得申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

②ファンドの基本的性格
原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

＜チャインドネシア株＞　　追加型投信／海外／株式に属します。
＜チャインドネシア株マネー＞　　追加型投信／国内／債券に属します。
　商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「**（3）ファンドの仕組み**」をご参照ください。

＜チャインドネシア株＞
商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	**株式**
追加型投信	**海外**	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 **その他資産※（投資信託証券（株式））** 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	**年１回** 年２回 年４回 年６回（隔月） 年１２回（毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 **アジア** オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド **ファンド・オブ・ファンズ**	あり （　） **なし**

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年１回	目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜チャインドネシア株マネー＞

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	**年１回**		
一般		グローバル	
大型株			
中小型株	年２回	**日本**	
債券		北米	
一般	年４回		**ファミリーファンド**
公債		欧州	
社債			
その他債券	年６回	アジア	
クレジット属性	（隔月）		
（　）		オセアニア	
不動産投信	年１２回	中南米	
	（毎月）		ファンド・オブ・ファンズ
その他資産※（投資信託証券（債券））		アフリカ	
	日々	中近東（中東）	
資産複合			
（　）		エマージング	
資産配分固定型	その他		
資産配分変更型	（　）		

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券（債券））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年１回	目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＊商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

④ ファンドの特色

＜チャインドネシア株＞

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

1　「アムンディ・チャインドネシア株投信」は、主として中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等に実質的に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。当社設定「中国株式ファンドＦ（適格機関投資家専用）（以下「中国株式サブファンド」といいます。）」、「ノムラ・ファンズ・アイルランド-インディア・エクイティ・ファンド（以下「インド株式サブファンド」といいます。）」、当社設定「インドネシア株式ファンドＦ（適格機関投資家専用）（以下「インドネシア株式サブファンド」といいます。）」への投資を通じて、それぞれ中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等に実質的に投資します。
- 各サブファンドへの基本配分比率は原則として３分の１ずつとし、定期的にリバランスを行います。
- 実質的な組入貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位に保ちます。

2　各サブファンドの運用にあたっては、中国株式サブファンドは「アムンディ・ホンコン・リミテッド」が、インド株式サブファンドは「ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド」が、インドネシア株式サブファンドは「フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド」が、海外の株式等の運用を行います。

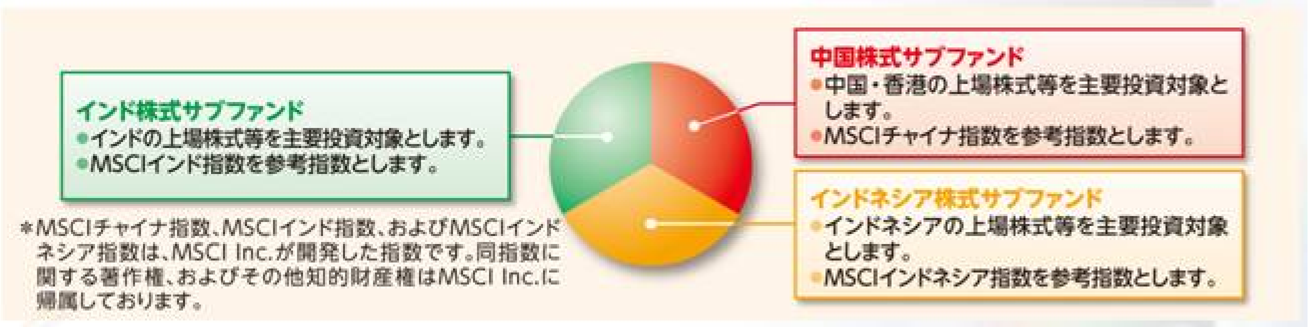

3　「アムンディ・チャインドネシア株投信」は、「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」との間でスイッチング※が可能です。

※「アムンディ・チャインドネシア株投信」または「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」を換金した場合の手取金をもって、その換金のお申込受付日に、もう一方のファンドの購入のお申込みを行うことをいいます。

● スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

（３）【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

（略）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,919億ユーロ(約80兆円、1ユーロ＝116.84円で換算。2011年6月末現在)を超え、欧州第2位※、世界ではトップ・テン※に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

※ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2011年6月版（数値は2010年12月末現在））

（略）

＜訂正後＞

（略）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,586億ユーロ(約66兆円、1ユーロ＝100.71円で換算。2011年12月末現在)を超え、欧州第2位※、世界ではトップ・テン※に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

※ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2011年6月版（数値は2010年12月末現在））

（略）

２【投資方針】

（２）【投資対象】

＜チャインドネシア株＞

＜追加的記載事項＞

参 考 情 報

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

アムンディ・チャインドネシア株投信が主要投資対象とする投資信託証券の概要

＜中国株式サブファンド＞

ファンド名	中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）
ファンドの形態	国内籍／追加型投信／私募投資信託
運用の基本方針	中国籍の企業または同国において主な事業を展開する企業の上場株式等に投資し、投資託財産の長期的な成長を目指します。
主な投資対象	中国籍の企業または同国において主な事業を展開する企業の上場株式等
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
ベンチマーク	ベンチマークはありません。ただし、MSCI チャイナ指数を参考指数とします。
信託期間	設定日2010年3月15日から2020年12月9日まで
クローズド期間	ありません。
決算日	年1回、原則6月30日（休業日の場合は翌営業日）。第1期決算日は2010年6月30日。
収益分配方針	投資信託財産から生じる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
取得・解約手数料	ありません。

取得・解約の制限	金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの取得・解約の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得・解約の申込みの受付けを取り消すことができます。
信託財産留保額	ありません。
運用管理費用（信託報酬）	年率0.7875%（税抜0.75%）とします。
ファンド監査	ファンド監査を行います。
運用報告書	作成・交付しません。
その他の費用	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資信託財産中から支弁することができます。
償還条項	一部解約により受益権の残存口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなった場合、または投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情により、受託者と合意のうえ、委託会社の判断で繰上償還することがあります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社(運用指図権限の委託先)	アムンディ・ホンコン・リミテッド（Amundi Hong Kong Limited）
受託会社	株式会社りそな銀行 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
監査法人	あらた監査法人

＜インド株式サブファンド＞

ファンド名	ノムラ・ファンズ・アイルランド-インディア・エクイティ・ファンド（Nomura Funds Ireland - India Equity Fund）
ファンドの形態	アイルランド籍／オープン・エンド・アンブレラ型／会社型投資信託（UCITS III）ノムラ・ファンズ・アイルランド（以下「会社」）のサブファンド、インディア・エクイティ・ファンド（米ドル建）（以下「サブファンド」）の円建クラスS
運用の基本方針	主としてインドの取引所に上場または取引されている株式および関連証券に投資することによってサブファンド資産の長期的成長を目指します。
主な投資対象	インドの取引所に上場はまたは取引されている株式および関連証券（預託証書（DR）、転換証券、優先株、仕組証券等）
主な投資制限	UCITS IIIの投資制限 ・ サブファンドの資産の10%以上を同一銘柄に投資しません。 ・ 空売りは行いません。 ・ サブファンドの借入れは、一時的な手段として上限10%とします。
ベンチマーク	ベンチマークはありません。ただし、MSCIインド指数を参考指数とします。
設立日	サブファンド設立日： 2007年1月15日 （円建クラスＳ設定日：2010年3月12日）
決算日	年1回、原則12月31日
収益分配方針	投資信託財産から生じる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

解約の制限	サブファンド運用資産総額の10分の1を超える解約申込に対し課される解約制限は、クラスSにおいて通常の場合は適用しません。ただし、市場流動性の低下や価格変動が激しい等の理由により解約申込を受け付けることが既存株主の不利益となると判断する場合、ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッドはクラスSについても解約申込の受付を制限もしくは受け付けない権利を保持します。
運用管理費用（信託報酬）	年率0.75%とします。
信託財産留保額	ありません。
成功報酬	ありません。
アンチ・ダイリューション課金	会社は、買付、解約申込の結果（ネット金額が）サブファンドの純資産額の１%を超過する場合、市場のスプレッドや諸費用を反映した課金を適用する権利を有します。
その他の費用	管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド （Nomura Asset Management U.K. Limited）
副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド （Nomura Asset Management Singapore Limited）
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービス（アイルランド） （Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland)）
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービス（アイルランド）リミテッド （Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited）
監査法人	Ernst & Young

＊アンブレラ型とは、複数のファンドが群として構成され一体となったものをいいます。

＜インドネシア株式サブファンド＞

ファンド名	インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）
ファンドの形態	国内籍／追加型投信／私募投資信託
運用の基本方針	インドネシア企業もしくは同国において主な事業を展開する企業の上場株式等に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
主な投資対象	インドネシア企業もしくは同国において主な事業を展開する企業の上場株式等
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
ベンチマーク	ベンチマークはありません。ただし、MSCIインドネシア指数を参考指数とします。
信託期間	設定日2010年3月15日から2020年12月9日まで
クローズド期間	ありません。
決算日	年1回、原則6月30日（休業日の場合は翌営業日）。第1期決算日は2010年6月30日。
収益分配方針	投資信託財産から生じる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
取得・解約手数料	ありません。

取得・解約の制限	金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの取得・解約の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得・解約の申込みの受付けを取消すことができます。このほか、ファンドが主に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象国の金融商品市場の休場日にも、委託会社の判断により、ファンドの取得・解約のお申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた取得・解約のお申込みの受付けを取り消すことがあります。取得または解約の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得または解約の申込みを撤回できます。
信託財産留保額	ありません。
運用管理費用（信託報酬）	年率0.7875%（税抜0.75%）とします。
ファンド監査	ファンド監査を行います。
運用報告書	作成・交付しません。
その他の費用	監査費用、有価証券売買委託手数料、その他ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
償還条項	一部解約により受益権の残存口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなった場合、または投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情により、受託者と合意のうえ、委託会社の判断で繰上償還することがあります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社(運用指図権限の委託先)	フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（Fullerton Fund Management Company Limited）
受託会社	株式会社りそな銀行　（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
監査法人	あらた監査法人

◆ 上記内容は本書作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
◆ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）【運用体制】

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。ファンド・マネージャーは投資対象であるサブファンドまたはマザーファンドの買付、および組入れを高位に保つことを指図します。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

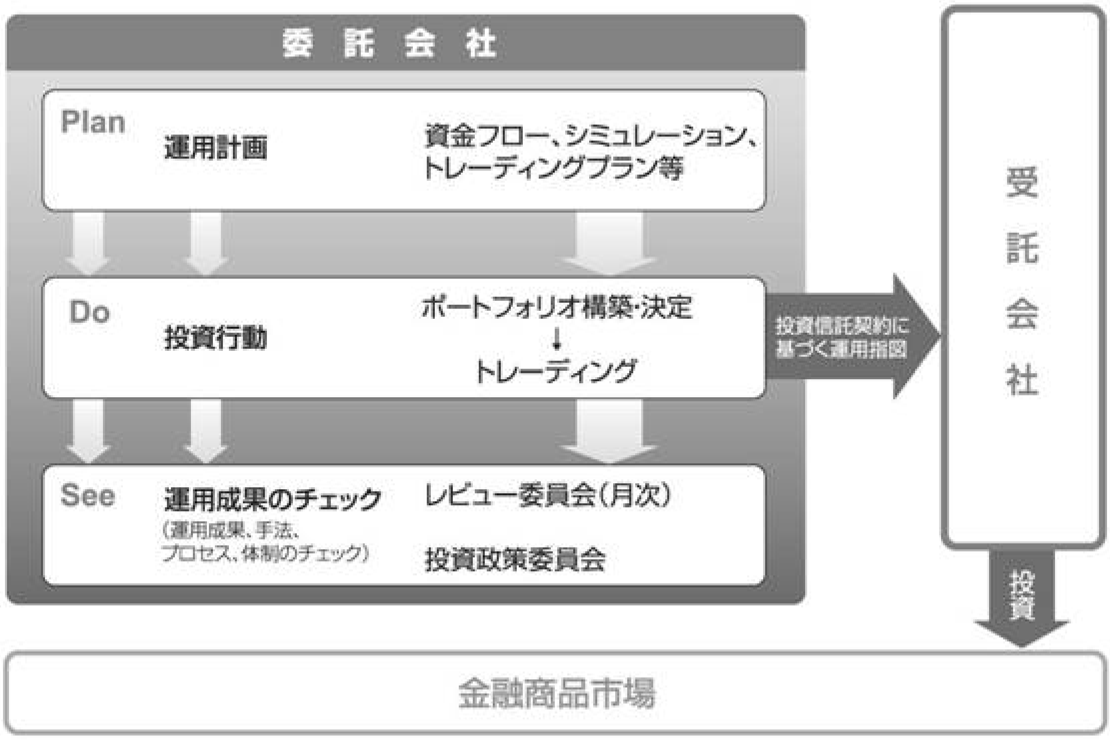

＊委託会社の運用成果のチェック・・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定
・コンプライアンス・マニュアル
・服務規程
・リスク管理基本規程
・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制
受託会社・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

3【投資リスク】
(2) その他の留意点

＜訂正前＞
＜チャインドネシア株＞
① ファンドの繰上償還
ファンドは、償還することが投資者に有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき、受益権の残存口数に基準価額を乗じた純資産総額が15億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。
（略）

＜訂正後＞
＜チャインドネシア株＞、＜チャインドネシア株マネー＞
・収益分配金に関する留意事項
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前

期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

＜チャインドネシア株＞

① ファンドの繰上償還

ファンドは、償還することが投資者に有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき、受益権の残存口数に基準価額を乗じた純資産総額が15億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

（略）

4【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成24年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として、申告分離課税※1または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税※1が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%※2、地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%※2、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

※１ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降３年間にわたり繰越控除が可能です。

※２ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

期間	税率

平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%※）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%※）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

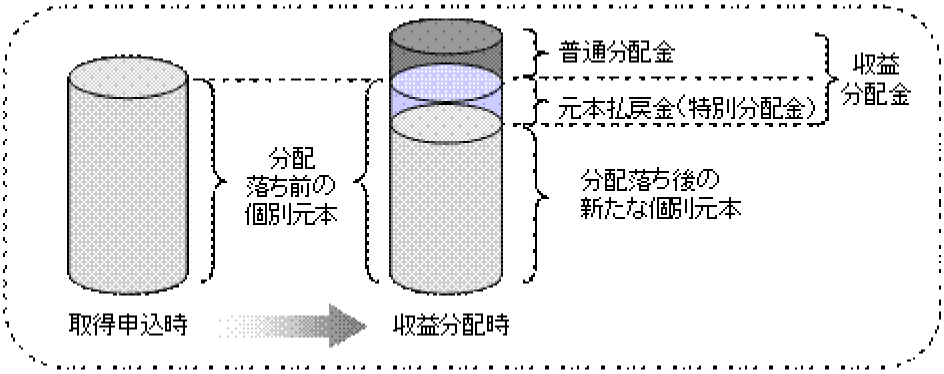

※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

５【運用状況】

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

以下は平成24年6月末日現在の運用状況です。
また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（1）【投資状況】

信託財産の構成

「アムンディ・チャインドネシア株投信」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	10,708,417,315	65.74
投資証券	アイルランド	5,342,887,920	32.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	237,635,936	1.45
合計（純資産総額）		16,288,941,171	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	6,022,696	99.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	52,274	0.86
合計（純資産総額）		6,074,970	100.00

＜参考情報＞

「アムンディ・マネープール・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	9,368,577	100.00
合計（純資産総額）		9,368,577	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「アムンディ・チャインドネシア株投信」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	インドネシア株式ファンドＦ（適格機関投資家専用）	5,249,223,015	1.0777	5,657,371,101	1.0413	5,466,015,925	33.55
2	アイルランド	投資証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド－インディア・エクイティ・ファンド	7,629,427,275	0.7072	5,395,530,968	0.7003	5,342,887,920	32.80
3	日本	投資信託受益証券	中国株式ファンドＦ（適格機関投資家専用）	6,918,835,147	0.7453	5,156,607,835	0.7577	5,242,401,390	32.18

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	65.74

	投資証券	32.80
合計		98.54

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	アムンディ・マネープール・マザーファンド	6,014,877	1.0010	6,021,020	1.0013	6,022,696	99.13

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.13
合計		99.13

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

＜参考情報＞

「アムンディ・マネープール・マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年6月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

「アムンディ・チャインドネシア株投信」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成22年12月10日）	63,519,104,532	64,444,898,087	1.0292	1.0442
第2期計算期間末（平成23年12月12日）	19,711,132,303	19,711,132,303	0.8141	0.8141
平成23年 6月末日	32,518,126,713	―	1.0019	―
7月末日	29,331,177,526	―	0.9973	―
8月末日	23,981,369,485	―	0.8660	―
9月末日	21,601,433,576	―	0.8084	―

10月末日	22,872,417,881	―	0.8817	―
11月末日	19,644,665,575	―	0.8022	―
12月末日	18,768,277,617	―	0.7957	―
平成24年 1月末日	19,142,380,480	―	0.8411	―
2月末日	20,472,107,971	―	0.9156	―
3月末日	20,071,805,016	―	0.9100	―
4月末日	18,970,841,794	―	0.8973	―
5月末日	16,392,763,891	―	0.7896	―
6月末日	16,288,941,171	―	0.8022	―

「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成22年12月10日）	154,853,169	154,853,169	1.0002	1.0002
第2期計算期間末（平成23年12月12日）	6,664,901	6,664,901	1.0005	1.0005
平成23年 6月末日	7,629,671	―	1.0005	―
7月末日	7,629,424	―	1.0005	―
8月末日	8,795,897	―	1.0004	―
9月末日	12,155,470	―	1.0005	―
10月末日	8,928,949	―	1.0005	―
11月末日	7,636,687	―	1.0005	―
12月末日	6,247,968	―	1.0005	―
平成24年 1月末日	5,445,684	―	1.0006	―
2月末日	4,345,397	―	1.0006	―
3月末日	5,386,839	―	1.0005	―
4月末日	5,396,050	―	1.0006	―
5月末日	5,498,705	―	1.0006	―
6月末日	6,074,970	―	1.0007	―

②【分配の推移】

「アムンディ・チャインドネシア株投信」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	0.0150
第2期計算期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日	0.0000

「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自　平成22年　3月12日 至　平成22年12月10日	0.0000
第2期計算期間	自　平成22年12月11日 至　平成23年12月12日	0.0000

③【収益率の推移】

「アムンディ・チャインドネシア株投信」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自　平成22年　3月12日 至　平成22年12月10日	4.4
第2期計算期間	自　平成22年12月11日 至　平成23年12月12日	△20.9
第3期中間計算期間	自　平成23年12月13日 至　平成24年　6月12日	△1.2

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。以下同じ。

「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自　平成22年　3月12日 至　平成22年12月10日	0.0
第2期計算期間	自　平成22年12月11日 至　平成23年12月12日	0.0
第3期中間計算期間	自　平成23年12月13日 至　平成24年　6月12日	0.0

（４）【設定及び解約の実績】

「アムンディ・チャインドネシア株投信」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	87,415,920,164	25,696,349,830	61,719,570,334
第2期計算期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日	2,445,366,519	39,953,922,593	24,211,014,260
第3期中間計算期間	自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月12日	1,299,027,775	4,854,891,181	20,655,150,854

（注1）全て本邦内におけるものです。以下同じ。

（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。以下同じ。

「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	530,416,115	375,601,505	154,814,610
第2期計算期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日	61,917,490	210,070,723	6,661,377
第3期中間計算期間	自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月12日	1,242,552	2,478,205	5,425,724

＜参考情報＞

運用実績

NEW GOLDEN TRIANGLE

基準価額・純資産の推移、分配の推移

2012年6月29日現在

基準価額と純資産の推移

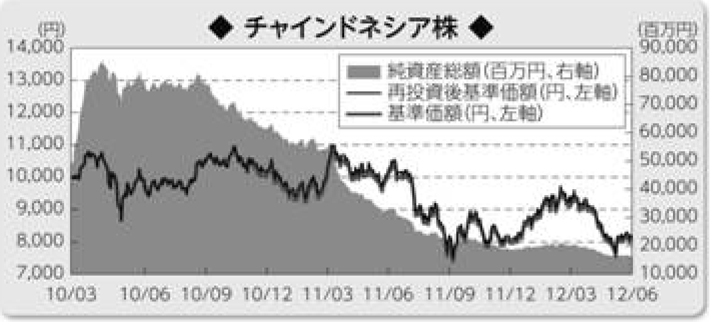

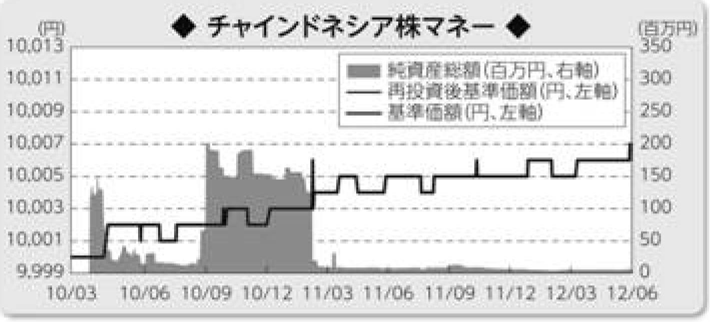

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

基準価額と純資産総額

	チャインドネシア株	チャインドネシア株マネー
基準価額	8,022円	10,007円
純資産総額	16,289百万円	6百万円

分配の推移

決算日	チャインドネシア株	チャインドネシア株マネー
1期(2010年12月10日)	150円	0円
2期(2011年12月12日)	0円	0円
設定来累計	150円	0円

※分配金は1万口当たり・税引前です。

騰落率

(%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
チャインドネシア株	1.60	−11.85	0.82	−19.93	−	−18.61
チャインドネシア株マネー	0.01	0.02	0.02	0.02	−	0.07

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
　ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

資産配分

◆ チャインドネシア株 ◆

資産	純資産比(%)
中国株式サブファンド	32.2
インド株式サブファンド	32.8
インドネシア株式サブファンド	33.6
現金・その他	1.5

※四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

◆ チャインドネシア株マネー ◆

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、「アムンディ・マネープール・マザーファンド」の状況を記載しています。

資産	純資産比(%)
現金・その他	100.0

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

◆ チャインドネシア株 ◆

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、組入上位5銘柄は各サブファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

通貨別構成比

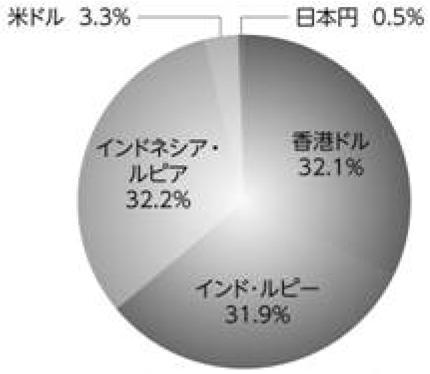

※四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	金融	33.6
2	資本財・サービス	10.5
3	エネルギー	10.3
4	生活必需品	9.4
5	素材	9.4
6	情報技術	7.5
7	一般消費財・サービス	7.3
8	電気通信サービス	6.9
9	ヘルスケア	2.9
10	公益事業	2.0

※組入比率は、各サブファンドの組入有価証券評価額合計に対する、各サブファンド組入銘柄評価金額の業種別合計の割合です。

組入上位5銘柄

<中国株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	チャイナ・モバイル	電気通信サービス	9.9
2	シノック	エネルギー	7.4
3	中国建設銀行	金融	6.8
4	テンセント・ホールディングス	情報技術	6.1
5	中国工商銀行	金融	5.7

<インド株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	ITC	生活必需品	9.6
2	HDFC銀行	金融	9.5
3	ICICI銀行	金融	6.3
4	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	6.2
5	ドクター・レディーズ・ラボラトリーズ	ヘルスケア	4.8

<インドネシア株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	アストラ・インターナショナル	一般消費財・サービス	14.0
2	テレコムニカシ・インドネシア	電気通信サービス	9.7
3	インド・セメント・トゥンガル・プラカルサ	素材	9.7
4	バンク・マンディリ	金融	9.4
5	ユナイテッド・トラクターズ	資本財・サービス	7.3

※組入比率は、各サブファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

年間収益率の推移

※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2010年は設定日(3月12日)から年末までの騰落率、2012年は年初から6月29日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜チャインドネシア株＞

＜訂正前＞

（略）

③ 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳細は販売会社へお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上１万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上　１円単位※

※ 「チャインドネシア株」または「チャインドネシア株マネー」の受益権を自動けいぞく投資コースで保有する受益者が、当該受益権全部をご換金した場合の手取金の全額をもって、もう一方のファンドの受益権の取得申込みを行う場合は、１口単位での買付申込みが可能です。

（略）

＜訂正後＞

（略）

③ 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳細は販売会社へお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上１万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上　１円単位

（略）

＜チャインドネシア株マネー＞

＜訂正前＞

（略）

③ 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳細は販売会社へお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上１万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上　１円単位※

※ 「チャインドネシア株」または「チャインドネシア株マネー」の受益権を自動けいぞく投資コースで保有する受益者が、当該受益権全部をご換金した場合の手取金の全額をもって、もう一方のファンドの受益権の取得申込みを行う場合は、１口単位での買付申込みが可能です。

（略）

＜訂正後＞

（略）

③ 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳

細は販売会社へお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上１万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上　１円単位

（略）

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算定

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

＜チャインドネシア株＞

対象	評価方法
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

＜チャインドネシア株マネー＞

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。※ ■日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ■金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ■価格情報会社の提供する価額
投資信託受益証券（親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。

※ 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

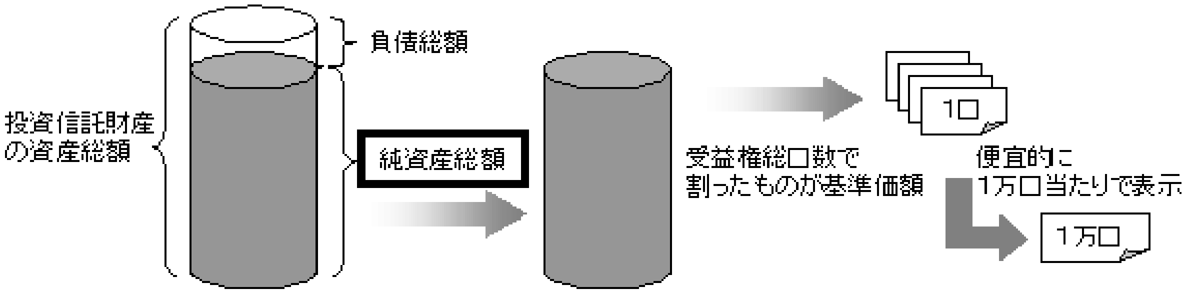

（５）【その他】

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

＜チャインドネシア株＞

(a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき

B やむを得ない事情が発生したとき

C 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が15億円を下回ることとなった場合

D この信託が投資対象とする投資信託証券のいずれかが解散または解約することとなる場合（別に定める指定投資信託証券に規定する投資信託証券で代替する場合を除きます。）

委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

(b) (a) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

(c) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(d) (a)から(c)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また(a)のAからCにより投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

＜信託の終了の手続＞

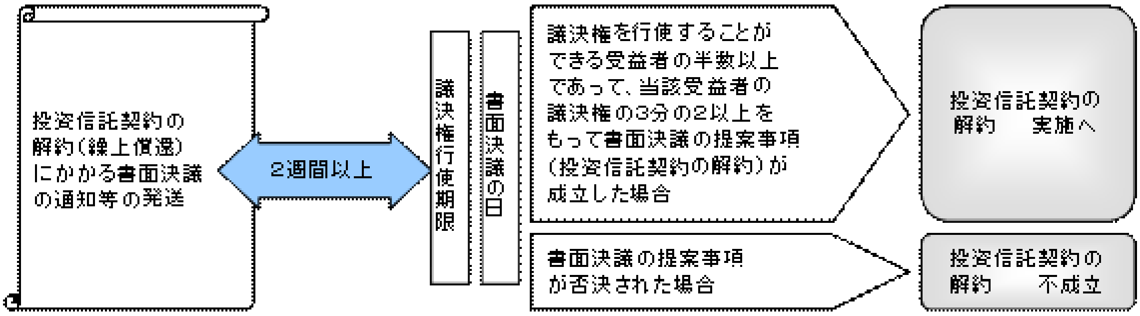

(e) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(f) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき

C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「**②投資信託約款の変更等**」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(g) 後記「**⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い**」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜チャインドネシア株マネー＞

(a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監

督官庁に届け出ます。
　A　投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
　B　やむを得ない事情が発生したとき
　C　投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合
　D　「チャインドネシア株」が信託終了日を繰上げ、償還となった場合。この場合の手続については、(a)、(b) にかかわらず、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第２項の規定を適用するものとします。

委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

(b)　(a) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

(c)　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(d)　(a)から(c)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また(a)のAからCにより投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

＜信託の終了の手続＞

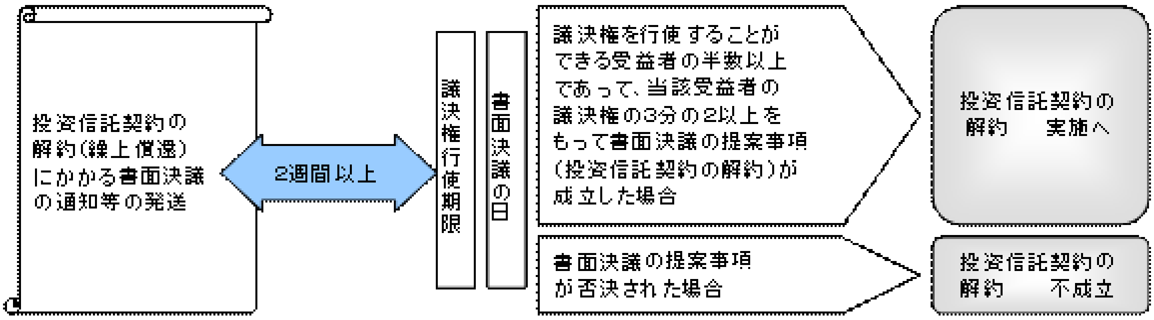

(e)　書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(f)　委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
　A　委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
　B　委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
　C　監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「**②投資信託約款の変更等**」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(g)　後記「**⑥　受託会社の辞任および解任に伴う取扱い**」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

第３【ファンドの経理状況】

原届出書の内容に以下の内容を追加し、原届出書の「２　ファンドの現況」は以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

アムンディ・チャインドネシア株投信

１．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(平成23年12月13日から平成24年6月12日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

【アムンディ・チャインドネシア株投信】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期中間計算期間末 (平成24年 6月12日)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	526,724,571
投資信託受益証券	10,763,790,725
投資証券	5,523,089,696
未収利息	721
流動資産合計	16,813,605,713
資産合計	16,813,605,713
負債の部	
流動負債	
未払解約金	76,830,497
未払受託者報酬	2,013,899
未払委託者報酬	113,785,409
その他未払費用	4,077,681
流動負債合計	196,707,486
負債合計	196,707,486
純資産の部	
元本等	
元本	20,655,150,854
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△4,038,252,627
（分配準備積立金）	396,811,464
元本等合計	16,616,898,227
純資産合計	16,616,898,227
負債純資産合計	16,813,605,713

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月12日
営業収益	
受取利息	105,658
有価証券売買等損益	50,326,911
営業収益合計	50,432,569
営業費用	
受託者報酬	2,013,899
委託者報酬	113,785,409
その他費用	4,077,681
営業費用合計	119,876,989
営業利益又は営業損失（△）	△69,444,420
経常利益又は経常損失（△）	△69,444,420
中間純利益又は中間純損失（△）	△69,444,420
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	232,785,674
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,499,881,957
剰余金増加額又は欠損金減少額	896,390,615
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	896,390,615
剰余金減少額又は欠損金増加額	132,531,191
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	132,531,191
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△4,038,252,627

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	(１)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (２)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（追加情報）

第3期中間計算期間 自　平成23年12月13日 至　平成24年　6月12日
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月4日）を適用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第3期中間計算期間末 （平成24年6月12日）
１．　期首元本額	24,211,014,260円
期中追加設定元本額	1,299,027,775円
期中一部解約元本額	4,854,891,181円
２．　受益権の総数	20,655,150,854口
３．　元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,038,252,627円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期中間計算期間 自　平成23年12月13日 至　平成24年　6月12日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期中間計算期間末 （平成24年6月12日）
１．　中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、該当事項はありません。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第3期中間計算期間末（平成24年6月12日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

第3期中間計算期間末（平成24年6月12日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第3期中間計算期間末 （平成24年6月12日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8045円 （8,045円）

アムンディ・チャインドネシア株投信マネー

１．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(平成23年12月13日から平成24年6月12日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

【アムンディ・チャインドネシア株投信マネー】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期中間計算期間末 (平成24年 6月12日)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	53,142
親投資信託受益証券	5,376,436
未収入金	69,873
流動資産合計	5,499,451
資産合計	5,499,451
負債の部	
流動負債	
未払解約金	69,873
未払受託者報酬	67
未払委託者報酬	730
流動負債合計	70,670
負債合計	70,670
純資産の部	
元本等	
元本	5,425,724
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,057
（分配準備積立金）	384
元本等合計	5,428,781
純資産合計	5,428,781
負債純資産合計	5,499,451

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月12日
営業収益	
有価証券売買等損益	1,054
営業収益合計	1,054
営業費用	
受託者報酬	67
委託者報酬	730
営業費用合計	797
営業利益又は営業損失（△）	257
経常利益又は経常損失（△）	257
中間純利益又は中間純損失（△）	257
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	53
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,524
剰余金増加額又は欠損金減少額	639
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	639
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,310
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,310
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,057

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（追加情報）

第3期中間計算期間 自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月12日
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第3期中間計算期間末 （平成24年6月12日）
１． 期首元本額	6,661,377円
期中追加設定元本額	1,242,552円
期中一部解約元本額	2,478,205円
２． 受益権の総数	5,425,724口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期中間計算期間 自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月12日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期中間計算期間末 （平成24年6月12日）
1．中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （2）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、該当事項はありません。 （3）デリバティブ取引 該当事項はありません。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第3期中間計算期間末（平成24年6月12日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

第3期中間計算期間末（平成24年6月12日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第3期中間計算期間末 （平成24年6月12日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0006円 （10,006円）

（参考情報）
当ファンドは、「アムンディ・マネープール・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・マネープール・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成24年6月12日）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,481,427
未収利息	11
流動資産合計	8,481,438
資産合計	8,481,438
負債の部	
流動負債	
未払解約金	69,873
流動負債合計	69,873
負債合計	69,873
純資産の部	
元本等	
元本	8,401,180
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	10,385
元本等合計	8,411,565
純資産合計	8,411,565
負債純資産合計	8,481,438

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（追加情報）

自　平成23年12月13日 至　平成24年　6月12日
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当期間（本報告書開示対象ファンドの当中間計算期間）の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成24年6月12日）
１．　本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	9,122,977円
同期中における追加設定元本額	1,923,297円
同期中における一部解約元本額	2,645,094円
同中間期末における元本の内訳	
アムンディ・中東株式　マネープール・ファンド	2,041,285円
アムンディ・チャインドネシア株投信マネー	5,369,993円
アムンディ・円マネーファンド（適格機関投資家専用）	989,902円
合計	8,401,180円
２．　受益権の総数	8,401,180口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成24年6月12日）
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 該当事項はありません。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

（有価証券に関する注記）

（平成24年6月12日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

（平成24年6月12日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	（平成24年6月12日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0012円 （10,012円）

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

「アムンディ・チャインドネシア株投信」

平成24年6月末日現在

Ⅰ 資産総額	16,426,318,494円
Ⅱ 負債総額	137,377,323円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,288,941,171円
Ⅳ 発行済口数	20,304,670,718口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8022円
（1万口当たり純資産額）	（8,022円）

「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」

平成24年6月末日現在

Ⅰ 資産総額	6,075,041円
Ⅱ 負債総額	71円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,074,970円
Ⅳ 発行済口数	6,070,994口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0007円
（1万口当たり純資産額）	（10,007円）

＜参考情報＞
「アムンディ・マネープール・マザーファンド」

平成24年6月末日現在

Ⅰ 資産総額	9,368,577円
Ⅱ 負債総額	－円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,368,577円
Ⅳ 発行済口数	9,356,850口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0013円
（1万口当たり純資産額）	（10,013円）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

２【事業の内容及び営業の概況】

② 営業の概況

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞
平成24年6月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種　　類	本 数	純 資 産 （百 万 円）
単位型株式投資信託	100	242,026
単位型公社債投資信託	3	3,525
追加型株式投資信託	135	1,009,003
追加型公社債投資信託	1	18,250
合計	239	1,272,804

３【委託会社等の経理状況】

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

次へ

（1）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

（2）財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（3）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第30期 (平成23年3月31日)		第31期 (平成24年3月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		5,186,673		2,650,700
有価証券		1,001,358		1,302,738
前払費用		403,282		276,348
未収還付法人税等		93,284		6,975
未収入金		6,479		7,883
未収委託者報酬	*1	1,437,380	*1	1,049,520
未収運用受託報酬	*1	866,717	*1	598,799
未収投資助言報酬		35,736	*1	39,549
未収収益		13,872	*1	113,024
繰延税金資産		178,538		172,456
立替金	*1	43,594	*1	39,301
その他		271		39,258
流動資産合計		9,267,185		6,296,549
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	154,935	*2	137,459
器具備品(純額)	*2	160,814	*2	131,839
有形固定資産合計		315,748		269,298
無形固定資産				
ソフトウエア		15,269		12,446
電話加入権		2,804		934
無形固定資産合計		18,074		13,380
投資その他の資産				
投資有価証券		316,162		1,919,090
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		7,000		6,000
長期差入保証金		223,620		191,981
長期前払費用		238		-
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		△ 7,000		△ 6,000
投資その他の資産合計		626,248		2,197,298
固定資産合計		960,069		2,479,976
資産合計		10,227,255		8,776,525

(単位：千円)

	第30期 (平成23年3月31日)	第31期 (平成24年3月31日)
負債の部		

流動負債				
リース債務		4,012		1,186
預り金		338,444		277,120
未払金		995,236		644,571
未払償還金		12,745		8,124
未払手数料		667,369		483,904
その他未払金	*1	315,122	*1	152,543
未払費用	*1	306,345		242,443
未払法人税等		-		13,069
未払消費税等		10,404		11,112
前受収益		1,223,720		615,072
賞与引当金		130,583		91,301
役員賞与引当金		19,919		15,388
資産除去債務		-		12,210
統合関連費用引当金		143,429		-
流動負債合計		3,172,092		1,923,473
固定負債				
リース債務		2,000		816
繰延税金負債		15,402		10,581
退職給付引当金		55,426		61,157
賞与引当金		-		9,536
役員賞与引当金		-		8,673
資産除去債務		58,469		50,003
固定負債合計		131,296		140,765
負債合計		3,303,389		2,064,237
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		1,342,567		1,342,567
資本剰余金合計		2,418,835		2,418,835
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		3,195,308		2,991,801
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		1,595,308		1,391,801
利益剰余金合計		3,305,401		3,101,893
株主資本合計		6,924,235		6,720,728
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		△ 369		△ 8,441
評価・換算差額等合計		△ 369		△ 8,441
純資産合計		6,923,866		6,712,288
負債純資産合計		10,227,255		8,776,525

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

		第30期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
営業収益			
委託者報酬		7,415,163	6,808,292
運用受託報酬		2,351,244	1,786,519
投資助言報酬		48,240	32,750
その他営業収益		149,127	532,630
営業収益合計		9,963,775	9,160,192
営業費用			
支払手数料		3,507,361	3,281,468
広告宣伝費		178,753	15,452
調査費		1,634,240	1,340,502
調査費		656,837	608,715
委託調査費		977,403	731,787
委託計算費		20,231	22,888
営業雑経費		173,809	257,680
通信費		48,587	64,101
印刷費		113,422	176,184
協会費		11,799	17,395
営業費用合計		5,514,394	4,917,990
一般管理費			
給料		2,765,239	2,819,805
役員報酬		184,220	219,810
給料・手当		2,237,168	2,284,355
賞与		342,503	249,749
役員賞与		1,349	65,891
交際費		28,464	13,982
旅費交通費		84,716	83,998
租税公課		34,849	34,892
不動産賃借料		217,062	198,292
賞与引当金繰入		130,583	83,681
役員賞与引当金繰入		19,919	10,069
退職給付費用		236,564	249,207
固定資産減価償却費		50,076	51,786
福利厚生費		417,155	431,451
諸経費		263,708	186,838
一般管理費合計		4,248,335	4,164,002
営業利益		201,046	78,200
営業外収益			
有価証券利息		9,261	31,032
受取利息	*1	4,455	25

有価証券売却益		-		7,629
雑収入		12,052		8,642
営業外収益合計		25,769		47,327
営業外費用				
為替差損		26,339		22,423
有価証券売却損		14,398		-
雑損失		4,091		48
営業外費用合計		44,829		22,471
経常利益		181,986		103,056
特別利益				
清算配当金	*1*2	636,420	*1*2	73,294
特別利益合計		636,420		73,294
特別損失				
減損損失	*3	6,653	*3	8,822
固定資産除却損	*4	3,326	*4	5,437
特別損失合計		9,979		14,259
税引前当期純利益		808,428		162,092
法人税、住民税及び事業税		3,153		3,800
過年度法人税等		△ 3,254		-
法人税等調整額		34,822		6,799
法人税等合計		34,721		10,599
当期純利益		773,707		151,493

(3)【株主資本等変動計算書】

（ 単位：千円 ）

	第30期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
当期首残高	-	1,342,567
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-

当期末残高	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		
当期首残高	1,076,268	2,418,835
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-
当期末残高	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,327,410	1,595,308
当期変動額		
合併による増加	△ 1,025,810	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	△ 732,103	△ 203,507
当期末残高	1,595,308	1,391,801

（ 単位：千円 ）

	第30期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
利益剰余金合計		
当期首残高	4,037,503	3,305,400
当期変動額		
合併による増加	△ 1,025,810	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	△ 732,103	△ 203,507
当期末残高	3,305,400	3,101,893
株主資本合計		
当期首残高	6,313,771	6,924,235
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493

当期変動額合計	610,464	△ 203,507
当期末残高	6,924,235	6,720,728
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 1,313	△ 369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	944	△ 8,071
当期変動額合計	944	△ 8,071
当期末残高	△369	△ 8,441
評価・換算差額合計		
当期首残高	△ 1,313	△ 369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	944	△ 8,071
当期変動額合計	944	△ 8,071
当期末残高	△369	△ 8,441
純資産合計		
当期首残高	6,312,459	6,923,866
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	944	△ 8,071
当期変動額合計	611,408	△ 211,578
当期末残高	6,923,866	6,712,288

次へ

重要な会計方針

1．　有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　10年～24年 器具備品　4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3．　引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
4．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第30期 （平成23年3月31日現在）	第31期 （平成24年3月31日現在）
*1　各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収委託者報酬　71,963千円 未収運用受託報酬　42,600千円 立替金　2,150千円	*1　各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収委託者報酬　43,036千円 未収運用受託報酬　23,404千円 未収投資助言報酬　19,632千円

その他未払金 30,758千円 未払費用 6,620千円	未収収益 88,400千円 立替金 240千円 その他未払金 55,401千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 44,048千円 器具備品 117,902千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 53,646千円 器具備品 129,811千円

（損益計算書関係）

第30期 （自 平成22年 4 月 1日 至 平成23年 3 月31日）	第31期 （自 平成23年 4 月 1日 至 平成24年 3 月31日）
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 受取利息 3,717千円 清算配当金 636,420千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の清算配当金であります。	*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 場所：NTT幕張ビル／用途：処分予定資産／種類：建 物、器具備品 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、ビジネス コンティニュイティ プラン（BCP）の一環として事故や災害等に備え千葉県千葉市美浜区に所在するNTT幕張ビルに事務所を賃貸しておりました。しかしながら、当事業年度末に発生しました東日本大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 （減損損失の金額）	*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 場所：日比谷ダイビル18F／用途：処分予定資産／種類：建 物 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 （減損損失の金額）

建　　物	3,071千円
器 具 備 品	3,581千円
合　　計	6,653千円

建　　物	8,822千円
合　　計	8,822千円

*4　特別損失に含まれる固定資産除却損
固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い不要となった固定資産の除却であります。

*4　特別損失に含まれる固定資産除却損
固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第30期
（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末（千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項
（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月30日定時株主総会	普通株式	480,000	200円	平成22年3月31日	平成22年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日定時株主総会	普通株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

第31期
（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末（千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項
（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額	基準日	効力発生日

平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容
有形固定資産
器具備品

(2) リース資産の減価償却方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。
当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第30期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,186,673	5,186,673	-
(2) 未収委託者報酬	1,437,380	1,437,380	-
(3) 未収運用受託報酬	866,717	866,717	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,317,520	1,317,520	-
資産計	8,808,290	8,808,290	-
(1) 未払手数料	667,369	667,369	-
負債計	667,369	667,369	-

第31期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

（単位：千円）

区　分	第30期(平成23年3月31日)	第31期(平成24年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第30期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,186,673	-	-	-
未収委託者報酬	1,437,380	-	-	-
未収運用受託報酬	866,717	-	-	-

有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	-	300,000	-	-
合計	7,490,770	300,000	-	-

第31期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

(有価証券関係)

第30期
（自 平成22年4月1日　至 平成23年3月31日）

1．子会社株式
子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表 計上額(千円)	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他（注）	7,000	8,488	1,488
	小計	7,000	8,488	1,488
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	305,685	304,560	△ 1,125
	(3)その他（注）	1,005,458	1,004,472	△ 986
	小計	1,311,143	1,309,032	△ 2,111
合計		1,318,143	1,317,520	△ 623

（注）投資信託受益証券であります

3．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
株　式	-	-	-
国　債	300,000	-	6,150
投資信託	3,734	965	9,214

第31期
（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

1．子会社株式
子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表 計上額(千円)	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他（注）	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	△ 14,952
	(3)その他（注）	1,008,068	1,007,206	△ 862
	小計	2,845,887	2,830,073	△ 15,814
合計		3,236,059	3,221,828	△ 14,231

(注) 投資信託受益証券であります

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
投資信託	108,037	7,652	23

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第30期
（自 平成22年4月1日　至 平成23年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要
当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。

2．退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	△ 173,288
(2) 年金資産(千円)	115,892
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 57,396
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,970
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	△ 55,426
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 55,426

3．退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	236,564
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	90,313
(2) 勤務費用(千円)	38,820

(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	106,939

4．退職給付債務の計算基礎
退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第31期
（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2．退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	△ 255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	△ 61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 61,157

3．退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4．退職給付債務の計算基礎
退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第30期 (平成23年3月31日現在)		第31期 (平成24年3月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
前受収益否認額	497,932	前受収益否認額	233,446
繰越欠損金	861,283	繰越欠損金	974,852
未払費用否認額	110,997	未払費用否認額	42,625
賞与引当金等損金算入限度額超過額	53,134	賞与引当金等損金算入限度超過額	26,968
退職給付引当金損金算入限度額超過額	22,553	退職給付引当金損金算入限度超過額	21,796
減価償却資産	18,817	減価償却資産	18,095
資産除去債務	23,791	資産除去債務	22,173

その他	24,839	その他	17,433
繰延税金資産小計	1,613,345	繰延税金資産小計	1,357,388
評価性引当金	△ 1,427,810	評価性引当金	△ 1,176,212
繰延税金負債との相殺	△6,997	繰延税金負債との相殺	△ 8,720
繰延税金資産合計	178,538	繰延税金資産合計	172,456
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 22,399	資産除去負債会計基準適用に伴う有形固定資産計上額	△ 19,301
繰延税金負債小計	△ 22,399	繰延税金負債小計	△ 19,301
繰延税金資産との相殺	6,997	繰延税金資産との相殺	8,720
繰延税金負債合計	△15,402	繰延税金負債合計	△ 10,581
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第30期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
期首残高(注1)	120,000千円	58,469千円
有形固定資産の取得に伴う増加額(注2)	57,617千円	3,632千円
時の経過による調整額	852千円	1,224千円
資産除去債務の履行による減少額	△120,000千円	△1,112千円
期末残高	58,469千円	62,213千円

（注1）第30期の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債

務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準提供指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

(注2)第30期の「有形固定資産の取得に伴う増加額」は、合併による有形固定資産の取得も含みます。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、
記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載
はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）
当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
該当事項はありません。

次へ

（関連当事者情報）

第30期(自 平成22年4月1日　至 平成23年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区	5,400百万	有価証券の保有	(被有)直接100%	兼任1人	持株会社	貸付金の回収 *1	850,000	-	-
								利息の受取 *1	3,717	-	-

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
   *1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社の子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社	シンガポール シンガポール市	-	投資顧問業	(所有)直接85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	636,420	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

(3) 当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077(ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	223,772	前払費用	325,461
										未払金	622

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報
アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
アムンディ エス・アー(非上場)
アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

第31期(自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	アムンディ・エスアー	フランスパリ市	584,711(千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資助言報酬	19,632
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の支払 *2	177,464	未払金	55,401

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（2）子会社等

種 類	会 社 等 の名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール）株式会社	シンガポールシンガポール市	-	投資顧問業	（所有）直接85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

（注）エスジーアセットマネジメント(シンガポール）株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

（3）兄弟会社等

種 類	会 社 等 の名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランスパリ市	78,077(千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	6,805(千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	運用再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言報酬	18,137

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

*1委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*2各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報
アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
アムンディ エス・アー(非上場)
アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

（一株当たり情報）

第30期 （自 平成22年4月 1日	第31期 （自 平成23年4月 1日

至　平成23年3月31日）	至　平成24年3月31日）
1株当たり純資産額　2,884.94円 1株当たり当期純利益金額　322.38円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益　773,707千円 普通株式に係る当期純利益　773,707千円 期中平均株式数　2,400千株	1株当たり純資産額　2,796.79円 1株当たり当期純利益金額　63.12円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益　151,493千円 普通株式に係る当期純利益　151,493千円 期中平均株式数　2,400千株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

５【その他】

＜訂正前＞

（1）定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

役付取締役の種別と人数の規定が変更になりました。

（略）

＜訂正後＞

（1）定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

（略）

第２【その他の関係法人の概況】

原届出書の内容は次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名　　称	資本金の額 （平成24年3月末日現在）	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名　　称	資本金の額 （平成24年3月末日現在）	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

＜再信託受託会社の概要＞

・名称　　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額　：51,000百万円（平成24年3月末日現在）

・事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的　：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金お

よび一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年８月１日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　男澤 顕 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・チャインドネシア株投信の平成23年12月13日から平成24年６月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・チャインドネシア株投信の平成24年６月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月13日から平成24年６月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成24年８月１日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　男澤　顕　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・チャインドネシア株投信マネーの平成23年12月13日から平成24年６月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・チャインドネシア株投信マネーの平成24年６月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月13日から平成24年６月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年６月15日

アムンディ・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成24年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。